

# 社会福祉法人 美原福祉会 役員等報酬規程

## (目的及び意義)

第1条 この規程は、社会福祉法人美原福祉会（以下「この法人」という）の定款第8条及び第21条の規定に基づき、役員及び評議員の報酬等に関し必要な事項を定めることを目的とする。

## (定義等)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事、外部理事及び監事をいい、評議員と併せて役員等という。
- (2) 外部理事とは、理事の内この法人の職員を兼務してない者をいう。
- (2) 報酬等とは、報酬、賞与その他の職務執行の対価として受ける財産上の利益であって、その名称の如何を問わない。

## (報酬等の支給)

第3条 役員等に対しては、職務執行の対価として、次のとおり報酬等を支給するものとする。ただし、この法人の職員を兼務し、職員給与が支給されている理事に対しては、報酬等は支給しない。

- (1) 理事 報酬、賞与
- (2) 評議員 報酬
- (3) 外部理事 報酬
- (4) 監事 報酬

2 前項に規定するもののうち、役員に対する報酬等の総額は、年度ごとに30,000,000円を超えないものとする。

## (報酬等の額の算定方法)

第4条 理事に対する報酬等の額は、次に掲げる報酬等の区分に応じ、当該各号に定める範囲内で、理事会において決定する。

- (1) 報酬 別表1に定める額
  - (2) 賞与 別表2に定める算式により算出される額
- 2 評議員に対する報酬の額は別表3に定める額とする。
  - 3 評議員選任・解任委員に対する報酬の額は別表4に定める額とする。
  - 4 外部理事に対する報酬の額は別表5に定める額とする。
  - 5 監事に対する報酬の額は別表6に定める額とする。

## (報酬等の支給方法)

第5条 理事に対する報酬等の支給の時期は、次の各号による報酬等の区分に応じ、当該各号に定める時期とする。

- (1) 報酬 毎月末日（ただし、その日が休日の場合は、その前日に繰上げて支給する。）
- (2) 賞与 毎年6月及び12月

- 2 評議員、評議員選任・解任委員及び外部理事に対する報酬は、理事会又は評議員会等への出席など法人・施設運営のための業務にあたった都度、支給する。
- 3 報酬等は、本人名義の金融機関の口座に振り込む。
- 4 報酬等は、法令の定めるところによる控除すべき金額を控除して支給する。

(公表)

第6条 この法人は、この規程をもって、社会福祉法第59条の2第1項第2号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(補則)

第7条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の決議を経て、別に定める。

(改廃)

第8条 この規程の改廃は、評議員会の承認を受けて行う。

## 附 則

この規程は平成30年12月7日より施行する。

(当初：平成30年12月7日)

別表1 (理事の報酬)

役職名	報酬額
理事長	月額 500,000円
理事	月額 300,000円

別表2 (理事の賞与)

6月賞与	報酬月額×2カ月分を限度
12月賞与	報酬月額×2カ月分を限度

別表3 (評議員の報酬)

	日 額
評議員会への出席	20,000円

別表4 (評議員選任・解任委員の報酬)

	日 額
評議員選任・解任委員会への出席	15,000円

別表5 (外部理事の報酬)

	日 額
理事会等への出席	15,000円

別表6 (監事の報酬)

	日 額
理事会等への出席	15,000円
監事監査	30,000円